

一般事業主 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和7年 3月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする事

女性社員・・・取得率を80%以上にする事

<対策>

- 令和5年 4月～ 休業者の業務のカバー体制の検討(業務体制の見直し、複数担当者制)・実施
- 令和5年 4月～ 掲示等による社員への取得に関する周知

目標2：3歳未満の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和5年 4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年 4月～ 制度の導入、掲示等による社員への周知